



沖地最審第7号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月30日貴職から、8月29日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月14日付け答申どおり決定することが適当である。